

## 運送事業者人材確保支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、トラックドライバーの時間外労働規制をはじめとする「物流の2024年問題」等の影響で、ドライバー不足に直面する市内中小トラック運送事業者の人材確保の推進を図るため、大型免許等の資格取得に係る費用の一部を補助する運送事業者人材確保支援補助金（以下、「補助金」という。）について、その交付に必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における大企業を次の各号で定める。

- ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記イからエまでに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの。
- イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ウ 資本金の額又は出資の総額が5000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- エ 資本金の額又は出資の総額が5000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

### (補助対象)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げる自動車運転免許を従業員に取得させるために、事業者が自動車教習所等へ支払った費用（入学料、授業料、仮免許手数料等で消費税を除く）とする。

- (1) 大型免許
  - (2) 中型免許
  - (3) 準中型免許
  - (4) けん引免許
  - (5) 8t限定中型免許の限定解除
  - (6) 5t限定準中型免許の限定解除
- 2 前項の免許を取得した従業員は、第5条で定める申請の時点において市内の事業所に在籍し、選任運転者として従事していること。
- 3 指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用、その他免許を取得した者の事情により要した経費などは補助の対象とはしない。

4 従業員が個人で支払った場合は補助の対象とはしない。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、前条で定める各免許の取得に要した額の3分の2以内とする。

2 国等が実施する補助制度と併給する場合は、免許の取得に要した額から国等の補助制度による補助額を除いた額、もしくは前項で規定する額のいずれか低いものを上限とする。また、次条で定める交付申請において、申請者は他の補助制度の受給について申告しなければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下、「申請者」という。)は、運送事業者人材確保支援補助金交付申請書(第1号様式)を、次条で定める期間内に市長へ提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付を受けようとする事業者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業を営み、市内に本店等の主たる事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体である者又は市内に主たる事業所を有する個人事業主であること。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業。

イ 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業。

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業。

3 申請者の申請額の上限は50万円とする。

(同意・誓約)

第6条 申請者は、前条で掲げる補助金の申請を行うにあたり、市長が提示する事項について同意及び誓約しなければならない。

(尼崎市税の未納)

第7条 申請者は、申請時点において期日到来済の尼崎市税について未納があつてはならない。

(申請期間)

第8条 前条で定める申請の期間は、本要綱の施行日から令和7年3月7日までとする。

ただし、期間中であっても交付額が予算額に達した時点で申請受付を終了する。

(交付決定)

第9条 市長は、第5条の申請があつたときは、その内容を審査して交付の是非を決定する。補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定す

るものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、申請者に対し条件を付することができる。

(決定の通知)

第11条 市長は、第9条の規定により交付を決定した場合、運送事業者人材確保支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 第5条による申請を精査した結果、市長は交付すべきものではないと認めたものにあつては、運送事業者人材確保支援補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、事情により申請を取り下げる場合は、運送事業者人材確保支援補助金取下げ申請書（第4号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理し、補助金の交付の決定を取消す場合にあつては、運送事業者人材確保支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(関係書類の整備等)

第13条 申請者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 要綱や同意・誓約事項に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項に定めるところにより補助金の交付の決定を取り消す場合は、第12条第2項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずる。その際、運送事業者人材確保支援補助金返還請求書（第6号様式）により請求する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第15条 市長は、第7条で定める期間内に給付金の申請がなかった場合は、給付金の交付を辞退したものとみなす。

2 市長は、提出があった申請書の不備による給付金の振込不能等が生じ、申請者に対して当該申請書の補正を求めたにも関わらず、申請年度内に補正が行われなかった場合や、申請者の責に帰すべき事由により給付金を交付することができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第16条 給付金の交付を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第17条 本要綱に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所尼崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施について必要な事項は市長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日以降に免許を従業員に取得させたものに適用する。